

特定事象発生通報(第1報)

(事業所外運搬)

平成____年____月____日

殿

第10条通報

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
 通報者名
 連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 事業所外運搬に係る事象の発生
	想定される原因 火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

応急処置の概要

(原子炉施設)

殿

第25条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	北海道電力(株)泊発電所 原子力防災管理者：
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 特定事象件名 : _____

2. 特定事象の発生箇所 : 泊発電所 第____号機

3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

4. 発生事象と対応の概要 (注 1)

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注 2)

(注 1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急処置の概要

(原子炉施設)

6. プラントの状況		確認時刻		時	分				
特定事象発生時の状況	発電所状態			原子炉出力	%				
	停止時刻		時	分	炉心平均燃焼度 MWD/MTU				
現在の状況	原子炉出力			%	1次冷却系圧力 %				
	1次冷却系温度 (ホットレグ)			°C	原子炉/加圧器 水位 %				
	格納用容器圧力			kPa(gage)	格納容器水素濃度 (ドライ値) %				
	外部電源			受電有・無	非常用ディーゼル発電機 受電有・無				
7. 放射性物質の放出状況等		確認時刻		時	分				
放出状況	放出開始時刻			放出停止時刻					
	放出箇所			放出高さ (地上高)	m				
放出状況の評価を開始した時刻 (時刻 時 分)	放出実績評価	評価時点の放出率		評価時刻までの放出量					
	希ガス			Bq/h	Bq				
	ヨウ素			Bq/h	Bq				
	その他(核種)			Bq/h	Bq				
排気筒モニタ	主排気筒			cpm	非常用排気筒 cpm				
モニタリング ポストステーション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7
	$\mu\text{Sv/h}$								
気象情報	天候					風向			
	風速				m/s	大気安定度			
8. 放射性物質の放出評価		確認時刻		時	分				
放出見通し		希ガス		ヨウ素	合計				
	放出評価時刻以降の放出見通し		Bq	Bq	Bq				
最大地点の線量の推定		方位		距離	被ばく線量				
	外部全身被ばく			Km	mSv				
	甲状腺被ばく			Km	mSv				
9 その他									

応急処置の概要

(事業所外運搬)

殿

第25条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	北海道電力(株)泊発電所 原子力防災管理者：
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 特定事象件名 : _____
2. 特定事象の発生箇所 : _____ 都道府県 _____ 市町村
_____ (海上の場合；沖合 _____ km)
3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
4. 発生事象と対応の概要 (注 1)

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注 2)

(注 1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急処置の概要

(事業所外運搬)

6. 輸送容器の状況		確認時刻 時 分								
特定事象発生時の状況	輸送物			使用容器						
	出発地/到着予定地			輸送手段						
現在の状況	火災の有無	有・無		爆発の有無	有・無					
	漏えいの有無	有・無								
	特記事項									
7. 放射性物質の放出状況等		確認時刻 時 分								
放出状況	放出、漏えい開始時刻			放出、漏えい停止時刻						
	放出、漏えい箇所			/	/					
放射線量	距離・場所									
	nSv/h μSv/h									
気象・海象状況										
8. 放射性物質の放出評価		確認時刻 時 分								
放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し									
最大地点の線量の推定		方位			距離			被ばく線量		
	外部全身被ばく				m			mSv		
9. その他		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>								

原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式

(原子炉施設)

殿

第15条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要（同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	北海道電力(株)泊発電所 原子力防災管理者：
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 特定事象件名 : _____
2. 特定事象の発生箇所 : 泊発電所 第_____号機
3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
4. 報告する内容 : 添付の原子力緊急事態の判断基準参照
5. 発生事象と対応の概要 (注1)

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注2)

(注1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式

(原子炉施設)

7. プラントの状況		確認時刻		時	分				
特定事象発生時の状況	発電所状態			原子炉出力	%				
	停止時刻		時	分	炉心平均燃焼度	MWD/MTU			
現在の状況	原子炉出力			%	1次冷却系圧力	%			
	1次冷却系温度 (ホットレグ)			℃	原子炉/加圧器 水位	%			
	格納用容器圧力			kPa(gage)	格納容器水素濃 度(ドライ値)	%			
	外部電源			受電有・無	非常用ディーゼ ル発電機	受電有・無			
8. 放射性物質の放出状況等		確認時刻		時	分				
放出状況	放出開始時刻				放出停止時刻				
	放出箇所				放出高さ (地上高)	m			
放出状況の評価 を開始した時刻 (時刻 時 分)	放出実績評価	評価時点の放出率		評価時刻までの放出量					
	希ガス			Bq/h	Bq				
	ヨウ素			Bq/h	Bq				
	その他(核種)			Bq/h	Bq				
排気筒モニタ	主排気筒			cpm	非常用排気筒	cpm			
モニタリング ポスト・ステー ション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7
	μ Sv/h								
気象情報	天候			風向					
	風速			m/s		大気安定度			
9. 放射性物質の放出評価		確認時刻		時	分				
放出見通し		希ガス		ヨウ素		合計			
	放出評価時刻以 降の放出見通し			Bq		Bq		Bq	
最大地点の線量 の推定		方位		距離		被ばく線量			
	外部全身被ばく					Km		mSv	
	甲状腺被ばく					Km		mSv	
10. その他									
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>									

原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式

(事業所外運搬)

殿

第15条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要（同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	北海道電力(株)泊発電所 原子力防災管理者：
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 特定事象件名 : _____

2. 特定事象の発生箇所 : _____ 都道府県 _____ 市町村 _____
(海上の場合；沖合 _____ km)

3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

4. 報告する内容 : 添付の原子力緊急事態の判断基準参照

5. 発生事象と対応の概要 (注 1)

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要 (注 2)

(注 1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

原災法第15条第1項の基準に達したときの報告様式

(事業所外運搬)

7. 輸送容器の状況		確認時刻				時	分
特定事象発生時の状況	輸送物					使用容器	
	出発地/到着予定地					輸送手段	
現在の状況	火災の有無	有・無		爆発の有無	有・無		
	漏えいの有無	有・無					
	特記事項						

8. 放射性物質の放出状況等		確認時刻				時	分
放出状況	放出、漏えい開始時刻					放出、漏えい停止時刻	
	放出、漏えい箇所						
放射線量	距離・場所						
	nSv/h μSv/h						
気象・海象状況							

9. 放射性物質の放出評価		確認時刻				時	分
放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し						
最大地点の線量の推定		方位	距離		被ばく線量		
	外部全身被ばく		m		mSv		

10. その他

資料3-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準

<p>1. 敷地境界付近の放射線量率の上昇</p> <p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二つ以上について1時間当たり5μSvを検出するか、又は一地点について1時間当たり5μSvを10分以上継続して検出したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、落雷のときに検出された場合は除く ・また、当該放射線測定設備の一つ又は二つ以上について、1時間当たり1μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する
<p>2. 排気筒・放水口等からの異常な放射性物質の放出</p> <p>排気筒、放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が主務省令で定める基準（1時間当たり5μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき</p>
<p>3. 火災・爆発等による管理区域外での異常な放射線量等の検出</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所（事業所外運搬の場合は、当該運搬容器）において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 管理区域外の場所において、1時間当たり50μSv以上の放射線量を10分以上継続して検出した場合、又は空气中濃度限度の50倍（1時間当たり5μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき ロ. 事業所外運搬に使用する容器にあっては、1m離れた地点で100μSv/h以上の放射線量を検出したとき ハ. 事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く）からの放射性物質の漏えいがあったとき
<p>4. 以下に掲げるいずれかの事象が発生したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 原子炉停止機能喪失 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒により原子炉を停止することができないとき ロ. 1次冷却材喪失 原子炉の運転中に非常用炉心冷却設備の作動を必要とする一次冷却材の漏えいが発生したとき ハ. 蒸気発生器除熱機能喪失 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき ニ. 全交流電源喪失 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき

<p>ホ. 直流電源喪失 原子炉の運転中に非常用直流母線が一つとなり、かつ、当該直流母線に電気を供給する電源が一つとなる状態が5分以上継続したとき</p> <p>ヘ. 停止時原子炉水位低下 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、原子炉容器内の水位が原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下するとき</p> <p>ト. 使用済燃料ピット水位異常低下 使用済燃料ピット等の水位が、照射済み燃料集合体が露出する水位まで低下したとき</p> <p>チ. 中央制御室使用不能 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉停止中に原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき</p>
<p>5. 原子炉外臨界</p> <p>原子炉以外の施設において、核燃料物質が臨界状態にあるとき</p>
<p>6. 資料3-1-3原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準4.イ.からヌ.の事象が発生したとき</p>

資料3-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準

<p>1. 原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二つ以上について1時間当たり500μSvを検出するか、又は一地点について1時間当たり500μSvを10分以上継続して検出したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、落雷のときに検出された場合は除く ・また、当該放射線測定設備の一つ又は二つ以上について、1時間当たり5μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する
<p>2. 排気筒、放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が主務省令で定める基準（1時間当たり500μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき</p>
<p>3. 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所（事業所外運搬の場合は、当該運搬容器）において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 管理区域外の場所において、1時間当たり5mSv以上の放射線量を10分以上継続して検出した場合、又は空气中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度（1時間当たり500μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき ロ. 事業所外運搬に使用する容器にあっては、1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき ハ. 事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く）から、放射性物質の種類に応じてA2値等の漏えいがあったとき
<p>4. 以下に掲げるいずれかの事象が発生したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失したとき ロ. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却設備の作動を必要とする一次冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却設備が作動しないとき ハ. 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却設備が作動しないとき ニ. 原子炉の運転中に一次冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が該格納容器の設計上の最高使用圧力に達したとき ホ. 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき ヘ. 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき ト. 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検出したとき チ. 原子炉の停止中に、原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の水位の変化その他の事象を検出したとき リ. 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき ヌ. 中央制御室及び中央制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき
<p>5. 原子炉以外の施設において、核燃料物質が臨界状態にあるとき</p>

資料 3-2-1 ニセコ町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 25 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、ニセコ町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

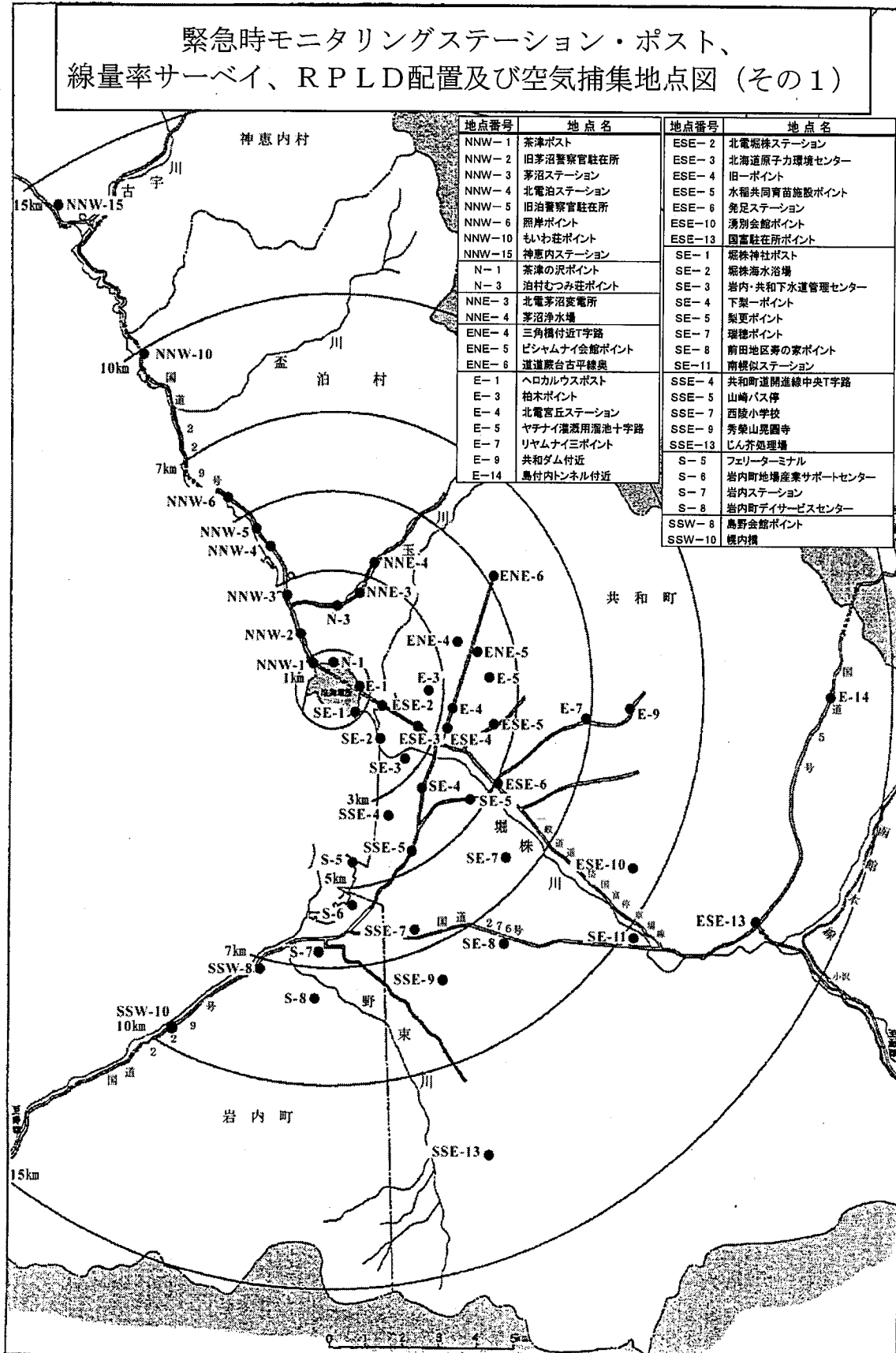
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3-4-1 緊急時モニタリングの方法

1 実施地点



環境試料採取地点図（飲料水）その1

